

条 例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第十六号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表診療及び検査の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「四、三二〇円」を「五、四〇〇円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 病院が表示する診療時間以外の時間における診察（緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）については、一回につき八、六四〇円の範囲内において病院事業管理者が定める額

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。